2025年1月6日

振込規定の改正について

各位

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、２０２５年４月１日（火）より「組戻手数料」の取扱いを変更し、下記のとおり、振込規定を改正いたしますのでお知らせいたします。

今後も、役職員一同、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改正日

２０２５年４月１日（火）

２．主な改正内容

これまで、振込の組戻しができなかったとき、または、組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をしたときにご返却していた「組戻手数料」をご返却しないことと改正しました。※改正の詳細および改正後の規定は以下をご覧ください。

以　上

振込規定　新旧貸借表（下線部改正）

改正後	現行
１．～９．（省略） １０．（手数料） （１）振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 （２）組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。 （３）組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。（削除） （４）この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。 １１．～１４．（省略） 以　上 （2025年４月１日）	１．～９．（省略） １０．（手数料） （１）振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 （２）組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。 （３）組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。 （４）この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。 １１．～１４．（省略） 以　上 （2020年４月１日）